

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2015 年春号 (Vol. 1)

営業秘密の保護に関する法改正と管理指針の全面改訂、 個人情報保護法の改正法案の閣議決定、特許法の改正法案 (職務発明制度の見直し) の閣議決定

- | | |
|--------------------------------------|--|
| I. 営業秘密の保護に関する法改正と
管理指針の全面改訂 | 森・濱田松本法律事務所
弁護士 齋藤 浩貴
TEL. 03 6266 8503
hiroki.saito@mhmjapan.com |
| II. 個人情報保護法の改正法案・閣議決定 | |
| III. 特許法の改正法案 (職務発明制度の見直し) ・
閣議決定 | 弁護士 山元 裕子
TEL. 03 6266 8504
hiroko.yamamoto@mhmjapan.com
弁護士 上村 哲史
TEL. 03 6266 8508
tetsushi.kamimura@mhmjapan.com
弁護士 田中 浩之
TEL. 03 6266 8597
hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com |

I. 営業秘密の保護に関する法改正と管理指針の全面改訂

1. はじめに

近時、営業秘密の漏洩を巡る大規模な紛争事例が発生し、営業秘密の保護と漏洩リスク対応の重要性が高まっています。これを受けて、経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会の「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において、営業秘密の漏洩を制度面で抑止するため、不正競争防止法の改正に向けた議論が行われてきました。その結果、平成 27 年 3 月 13 日に同法の改正法案が閣議決定され、第 189 回通常国会に提出されています。また、経済産業省の「営業秘密管理指針」の見直しも行われ、1 月 28 日に同指針の全部改訂版が公表されています。[改正法案](#)と[営業秘密管理指針](#)は、いずれも経済産業省のウェブサイトから入手することができます。

改正法案の概要と営業秘密管理指針の改訂のねらいを説明します。

2. 不正競争防止法の改正法案

(1) 営業秘密侵害行為に対する民事請求の実効性の向上

改正法案では、営業秘密侵害行為に対する民事上の差止請求、損害賠償請求の実効性を高めるため、次のような措置がなされています。

- ① 民事訴訟における現行の立証負担を軽減するため、被告による営業秘密の使用を推定する規定が新設されています。被告が悪意又は重過失により生産方法

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

等にかかる営業秘密を取得し、当該営業秘密を使用する行為により生ずる物を生産等した場合に、被告が当該営業秘密を使用してその物を生産等したものと推定するものです。

- ② 営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸入等が新たに営業秘密を侵害する行為として追加され、これに対する差止請求、損害賠償が認められるようになります。
- ③ 営業秘密を侵害する行為に対する民事請求の除斥期間が 20 年に延長されています。

(2) 刑事規定の抑止力の向上

改正法案では、刑事罰による抑止力の向上をはかるため、次のような措置がなされています。

- ① 罰金額の引き上げがなされ、犯罪収益の没収の措置が導入されています。また、日本企業の営業秘密を海外で使用し、又はそれを目的として営業秘密を取得・漏洩する行為について、雇用や下請け企業への悪影響に着目して、罰金が加重されています（海外重課）。
- ② 営業秘密侵害罪が、非親告罪とされ、処罰を行うために被害者による告訴の必要がなくなります。
- ③ 営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸入等の行為について、刑事罰も科されることになりました。

(3) 刑事規定の処罰範囲の整備

改正法案では、情報通信技術の進歩等の環境の変化に対応すべく、次のとおり、営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備が図られています。

- ① 現行法では、処罰範囲は、営業秘密を不正に取得した行為者から直接に開示を受けた者までに限定されていましたが、不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者が処罰範囲に追加されています。
- ② 日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密について、これを海外において取得する行為が処罰対象に追加されています。
- ③ 営業秘密侵害の未遂行為が処罰対象に追加されています。

3. 営業秘密管理指針の全面改訂

営業秘密管理指針は、企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針として、経済産業省が平成 15 年に初版を策定し、その後 4 回改訂されていました。従前の指針は、法的保護を受け得る管理指針と、より効果的に秘密漏洩を防ぐための管理水準が混在し、また、裁判例において主として、秘密管理性の判断に際して肯定的に評価されたと考えられる措置を列

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

挙して紹介していたため、実際の事業において参考にする際にはわかりにくいとの指摘がありました。そこで、今般、指針については、秘密管理要件の明確化等のための法解釈に特化したものとして全面改訂されました。営業秘密管理手法等の一層の高度化のためのベストプラクティスについては、「営業秘密保護マニュアル（仮称）」として別途まとめる予定とされています。

（弁護士 齋藤 浩貴）

II. 個人情報保護法の改正法案・閣議決定

1. はじめに

情報通信技術の発展により、パーソナルデータを含む大量の情報を活用した新たなビジネスが生まれる一方で、プライバシー侵害への懸念も生じています。また、グローバルな情報流通も加速しています。このような状況において、パーソナルデータの適正な取得と利活用のルールを明確にするため、平成 25 年以降、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において検討が行われて来しました。その結果、平成 26 年 6 月 24 日の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（「大綱」）及び同年 12 月 19 日の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子案」（「骨子案」）を経て、平成 27 年 3 月 10 日に、個人情報保護法とマイナンバー法を改正するための法案が閣議決定され、第 189 回通常国会に提出されています。[改正法案](#)は、内閣官房のウェブサイトから入手することができます。

以下、個人情報保護法の改正法案の概要を説明します。（条文は改正法案のもの）

2. 個人情報保護法の改正法案

（1）個人識別情報の拡充

現行法上、「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）」と定義されています（下線追加）。改正法案では、下線部分の個人識別情報に、電磁的記録が含まれることが明確化されるとともに、「個人識別符号が含まれるもの」が追加されました（2 条 1 項 2 号）。

「個人識別符号」とは、①身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、②対象者ごとに異なるものとなるように、役務の利用若しくは商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に付される符号等で、個人を識別できるもののうち、政令で定めるものをいいます（2 条 2 項）。骨子案では、①の例として、指紋データ、顔認識データが、②の例として、旅券番号、免許証番号、

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

携帯電話番号が挙げられていました。

(2) 個人情報の有用性を確保するための規定の整備

現行法上、個人情報取扱事業者は、個人データの利用について、利用目的による制限や第三者に提供に関する制限（オプトアウト等）を受けていますが、改正法案では、「匿名加工情報」（個人を識別できない個人情報を加工し、当該個人情報が復元できないようにしたもの）（2条9項）は、かかる制限を受けずに利用することが可能です。但し、匿名加工情報を取扱う事業者は、以下の義務を負います。

① 匿名加工情報を作成する場合

- (i) 個人情報保護委員会規則（「委員会規則」）の基準に従って、個人情報を加工し、削除した記述等及び加工方法の漏洩を防ぐための安全管理措置を講じ、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する（36条1項ないし3項）。
- (ii) 匿名加工情報を作成し自ら利用する場合、本人を識別するために、他の情報と照合してはならない（36条5項）。
- (iii) 匿名加工情報の安全管理措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理その他、当該情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、措置の内容を公表するよう努める（36条6項）。

② 匿名加工情報を第三者に提供する場合

委員会規則に従い、あらかじめ、匿名加工情報に含まれる個人情報の項目及び提供方法を公表し、受領者に対し、匿名加工情報であることを明示する（36条4項、37条）。

③ 匿名加工情報を受領した場合

本人を識別するために、当該情報から削除された記述、個人識別符号、加工の方法に関する情報を取得し、又は他の情報と照合してはならない（38条）。匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理その他、当該情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ措置の内容を公表するよう努める（39条）。

大綱及び骨子案では、利用目的の変更に関する制限を緩和するための規定を整備することが予定されていましたが、改正法案では、利用目的の変更について、現行法の「変更前の利用目的と相当の関連性を有すること」という要件の「相当の」が削除されるにとどまり（15条2項）、具体的な規定は設けられていません。

(3) 個人情報の保護を強化するための規定の整備

- ① 「要配慮個人情報」（人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害、その他政令で定める記述を含む個人情報）（2条3項）の取得及び第三者への提供を、本人の事前の同意なしに行うことは、原則として禁止されています（17条2項、23条2項）。骨子案では、「病歴」が要配慮個人情報に含まれていましたが、改

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

正法案では規定されていません。

- ② 個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めることが求められています（19条）。
- ③ 個人情報取扱事業者による個人データ（要配慮個人情報を除く）の第三者提供に関し、以下の義務が定められました。
 - (i) 第三者に提供したときは、提供の年月日、第三者の氏名、その他委員会規則で定める事項に関する記録を作成すること（25条）
 - (ii) 第三者から個人データの提供を受けるに際し、委員会規則に従い、第三者の氏名・名称、住所、代表者の氏名、個人データ取得の経緯の確認を行い、提供を受けた年月日、確認事項、その他規則が定める事項に関する記録を作成し、規則で定める期間保存すること（26条）
 - (iii) 現行法上、オプトアウトによって第三者提供する場合に本人に通知または容易に知り得る状態におくことが必要な一定事項（23条2項）について、委員会にも届け出ること（23条2項）
- ④ 個人情報取扱事業者、その役員若しくは従業員（過去にこれらであった者を含む。）が、業務上取り扱った個人情報データベース等を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになりました（83条）。
- ⑤ 5000人以下の個人情報を扱う小規模取扱事業者への適用除外は廃止されました。

(4) 個人情報保護委員会の設置

個人情報保護委員会が設置され、主務大臣の監督権限が一元化されました(5章)。個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いについて、報告を求めるだけでなく、資料の提出を求め、事務所等へ立入検査をする権限を有しています(40条)。

(5) グローバル化への対応

個人情報の国外への移転に対処するための規定が整備されました。

- ① 個人情報保護法の規定は、国内の者への物品又は役務の提供に関連して個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は匿名加工情報を取り扱う場合も適用されます（75条）。
- ② 国外の第三者に個人データを提供する場合は、原則として事前の同意が必要です。但し、日本と同等の水準にある個人情報保護制度を有しているものとして委員会規則で定める国、および個人データの取扱いについて委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している第三者への提供は、同意が不要です(24条)。
- ③ 個人情報保護委員会は、日本の個人情報保護法に相当する外国の法令を執行

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

する外国の当局に対し、その職務遂行に資すると認める情報を提供することができます（78条1項）。

（弁護士 山元 裕子）

Ⅲ 特許法の改正法案（職務発明制度の見直し）・閣議決定

1. はじめに

平成 26 年 3 月から同年 12 月にかけて産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において職務発明制度の見直しを中心に法改正の議論が行われ、平成 27 年 1 月に、その議論の結果をまとめた「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて」（「報告書」）が公表されていました。

これを受けて、平成 27 年 3 月 13 日、特許法の改正法案が閣議決定され、第 189 回通常国会に提出されています。[改正法案](#)は、経済産業省のウェブサイトから入手することができます。

改正法案は、①職務発明制度の見直し、②特許料等の改定、③特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備の 3 つを内容としています。

以下では、職務発明制度の見直しを中心として、改正法案の概要を説明します。

2. 職務発明制度の見直し

（1）特許を受ける権利を使用者等に原始的に帰属させることが可能に

現行法では、職務発明に関する特許を受ける権利は、すべて従業者等に原始的に帰属しています。現行法でも、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利等を承継させることを定めたときは、その特許を受ける権利を、使用者等に承継させることはできますが（特許法 35 条 2 項反対解釈）、その場合でも、特許を受ける権利が使用者等に原始的に帰属するわけではありません。

これに対し、改正法案では、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利を、その発生した時から使用者等に原始的に帰属させることができるようになっています（改正法案 35 条 3 項）。

今回の改正の目的は、特許を受ける権利の権利帰属の不安定の解消にあると説明されています。具体的には、①従業者等が特許を受ける権利を二重譲渡した場合には、使用者等が権利を取得することができない可能性があるという問題や、②共同研究等において特許を受ける権利が複数の発明者の共有に係る場合において、自

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

社の発明者の権利の持分を当該発明者から自社に帰属させても、他社の発明者が同意しなければ、権利を承継することができないという問題、などを解消することが目的であると説明されています。

なお、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めていない場合には、現行法と同様、特許を受ける権利は従業者等に原始的に帰属することになります。

(2) 従業者等に対する「相当の利益」の付与

現行法では、従業者等が使用者等に特許を受ける権利等を承継等させた場合には、従業者等は、「相当の対価」の支払いを受ける権利を有するとされています（特許法 35 条 3 項）。

これに対し、改正法案では、従業者等が使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、「相当の金銭その他の経済上の利益」（「相当の利益」）を受ける権利を有するとされています（改正法案 35 条 4 項）。

これにより、従業員等は、金銭以外の経済上の利益を受けられることが条文上明確になっています。

「金銭その他の経済上の利益」として想定されるものとしては、上記の産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の議論のなかでは、たとえば、昇進、留学、研究費の支給、研究設備の拡充などといったものが挙げられていました。しかし、改正法案の文言や上記の産業構造審議会の報告書からは、具体的にいかなるものがこれに当たるのか明らかではありません。

なお、今回の改正により、従業者等が職務発明によって受けられる経済上の利益が制限されるわけではありません。上記の産業構造審議会の報告書でも、「従業者等には、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利が保障される」と説明されており、また、経済産業省がウェブサイトで公表している、「法律案概要（参考資料）」においても、「現行法と実質的に同等のインセンティブ」とであると説明されています。

(3) 「相当の利益」に関する指針（ガイドライン）の策定・公表

改正法案においても、現行法の場合と同様、契約、勤務規則その他の定めにおいて「相当の利益」について定める場合には、①「相当の利益の内容」を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、②策定された当該基準の開示の状況、③「相当の利益の内容の決定」について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより「相当の利益を与える」ことが不合理と認められるものであってはならないとされています（改正法案 35 条 5 項）。

ただし、改正法案では、経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、改正法案 35 条 5 項の規定により考慮すべき状況等に関する事

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

項について、指針（ガイドライン）を定め、これを公表するとされています（改正法案 35 条 6 項）。

実務上は、今後策定が進められる上記指針（ガイドライン）の内容が実務上重要となるものと考えられますので、その内容が注目されます。

3. その他の改正内容

(1) 特許料等の改定

これは、①特許料について特許権の設定登録以降の各年において、10%程度引き下げること、②商標の登録料を 25%程度、更新登録料を 20%程度引き下げること、及び③特許協力条約に基づく国際出願に係る調査等に関する手数料の上限を定めることを内容としています。

(2) 特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

これは、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める両条約に加入するために必要な規定の整備を行うものです。具体的には、外国語出願における翻訳文の提出期間を経過した場合の救済規定の導入や瑕疵ある出願について、一定期間内に補完を可能とする制度の導入等を内容としています。

（弁護士 田中 浩之、弁護士 上村 哲史）

セミナー・文献情報

- セミナー 『知的財産権をめぐる契約条項の基本と実務』
開催日時 2015 年 5 月 13 日（水）13:30～16:30
講師 三好 豊
主催 株式会社商事法務

- 論文 「中国における知識産権法院の設立～裁判管轄の変更などの訴訟実務に与える影響～」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.1 2015 年 1 月 15 日刊
著者 小野寺 良文

- 論文 「税理士のための契約書チェック講座 ライセンス契約」
掲載誌 税務弘報 Vol.63 No.2 2015 年 2 月号
著者 酒井 真、呂 佳叡（共著）

- 論文 「知財判例速報 規約の著作物性 — 東京地判平成 26.7.30」
掲載誌 ジュリスト 1476 号 2015 年 2 月号

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

著者 池村 聡

- コラム 「デジタル時代の情報を考える デジタル・アナログ情報の利活用と著作権」

掲載誌 日経 MM 情報活用塾メールマガジン 2月号 2015年2月23日

著者 池田 毅

NEWS

- 新人弁護士（27名）が入所しました
- 日本経済新聞にて、増田 雅史 弁護士のコメントが掲載されました
2015年1月26日付、日本経済新聞朝刊15面『ネット上の記事表示サービス 欧州で著作権問題浮上』と題した記事において、増田 雅史 弁護士のコメントが掲載されました。
- WTR 1000—The World's Leading Trademark Professionals 2015にて選ばれました
The IP Media Groupが発行するWTR 1000—The World's Leading Trademark Professionals 2015において、日本を代表する法律事務所・弁護士(Bronze)として、当事務所及び三好 豊 弁護士が選ばれました。
- The 2015 Asia IP Copyright Surveyにて高い評価を得ました
Apex Asia Media Limitedが発行するThe 2015 Asia IP Copyright Surveyにおいて、当事務所はTier 2の評価を得ました。また、齋藤 浩貴 弁護士のコメントが掲載されました。
- Chambers Asia 2015にて高い評価を得ました
Chambers Asia 2015で、当事務所はIntellectual Property(Band 2)を含む15の分野で上位グループにランキングされ、松田 政行および三好 豊をはじめ29名の弁護士がそれぞれの分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。
- 日経産業新聞にて、小野寺 良文 弁護士のインタビュー記事が掲載されました
2015年2月20日付、日経産業新聞18面『「知財を武器に」中国で胎動 米中にみる特許権訴訟の変化(下)』と題した記事において、小野寺 良文 弁護士のインタビュー記事が掲載されました。
- パートナー、外国法パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ
本年1月1日付にて、下記の9名の弁護士がパートナーに、1名の外国法事務弁

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

護士が外国法パートナー（※）に就任いたしました。

【パートナー】

小山 洋平、堀 天子、石川 貴教、川村 隆太郎、酒井 真、塩田 尚也、関口 健一、代 宗剛、根本 敏光

【外国法パートナー】

康 石 ※外国法共同事業を営むものではありません。

また、同日付で3名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

二見 英知、池田 毅、石井 絵梨子

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ Chambers Global 2015 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2015 で、当事務所は Intellectual Property(Band 2)を含む15の分野で上位グループにランキングされ、松田 政行および三好 豊をはじめ24名の弁護士がそれぞれの分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

➤ 弁理士入所のお知らせ

本年3月2日付にて、前川砂織弁理士が入所いたしました。同弁理士は、国内外の商標出願業務に豊富な経験を有しております。当事務所は、商標出願から侵害訴訟対応までを含めたトータルなサービスの提供により、クライアントの皆様のブランドマネジメントの実現のお役に立てるよう尽力してまいります。

➤ バンコクオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2012年にシンガポールオフィス、2014年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様によりリーガル・サポートを提供してまいりました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐するMHMバンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィス設けることを決定し、2015年4月1日より開業いたしました。

バンコクオフィスでは、35年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米 正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、そして新たに加わるバンコクの各オフィス・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com